

奈良県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定に基づき指定された次の施設について、廃止した旨大和高田市選挙管理委員会から報告があった。

令和二年十月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川 清孝

名 称	所 在 地
中和労働会館	大和高田市西町一―六〇